

個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります

税務課 内線261～263

今まで納付書や口座振替で納付いただいていた**公的年金にかかる個人の住民税（町県民税）**が、10月以降に支払われる老齢基礎年金などの公的年金から**特別徴収（年金からの天引き）**される制度が始まります。

【特別徴収される方】

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などの支払を受けた方で、当該年度の**4月1日**において、国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払を受けている**65歳以上の方**が基本的に対象となります。

【特別徴収されない方】

次のいずれかに該当する方は、特別徴収の対象者であっても、公的年金から特別徴収されません。

- ① 1月1日以降、引き続き同じ年の4月1日まで湯河原町に住所を有していない方。
- ② 老齢等年金給付の年額が18万円未満である方。
- ③ 特別徴収する年税額が老齢等年金給付の年額以上となってしまう方。

【特別徴収の対象となる税額】

公的年金、企業年金及び恩給などを含めた公的年金など全てを合算した収入は、特別徴収税額を算出する収入となり、算出された個人住民税の均等割額と所得割額が特別徴収の対象となる税額です。

【特別徴収する年金の種類】

特別徴収を行う公的年金とは、老齢または退職を支給事由とする老齢等年金給付です。

【特別徴収の時期と税額】

平成21年度及び公的年金などの支払いを初めて受けた年の翌年度の特別徴収の時期と、平成22年度以降の特別徴収の時期とは違いがあり、年税額を5回に分けて納付する年度と6回に分けて納付する年度があります。

詳しくは、次のとおりとなります。

①平成21年度及び年金の支払を初めて受けた年の翌年度

6月（1回目） } 年税額の約半分を2回に分けて納
8月（2回目） } 付書により納付していただきます。

10月（3回目） } 年税額の約半分を3回に分けて公
12月（4回目） } 的年金から特別徴収します。
2月（5回目） }

②平成22年度以降

4月（1回目） } 前年度の10・12・2月の特別徴収税
6月（2回目） } 額と同じ税額を公的年金から仮徴
8月（3回目） } 収として特別徴収します。

10月（4回目） } 年税額から仮徴収税額を引いた残
12月（5回目） } りの税額を3回に分けて公的年金
2月（6回目） } から特別徴収します。

第51回水道週間 6月1日(月)から6月7日(日)

水道課 内線753

平成21年度 水道週間標語

「おいしいね この水未来に いつまでも」
この水道週間を機会に水の尊さを見直し、
水を大切に使いましょう！

湯河原の水道は吉浜上水道（昭和13年度創設）、湯河原上水道（昭和25年度創設）の2つの町営水道事業と宮下、城堀及び上野山の簡易水道があり、この間拡張を図り現在に至っています。

町営水道施設として、水源は町内に3か所あり、浄水場は4施設、配水池は24施設を管理しています。

これから台風の季節がやってきますが、水源が川のために地震や自然災害に対する維持管理が重要な課題となっています。

水道課からお願い

◎ 検針について

水道メーターは、委託された検針員が確認を行っています。最近メーターの上に植木や車などで検針ができない時があります。水道メーターは、いつでも確認できるように物を置かないようお願いします。

◎ 転入・転出するときは

湯河原町には、町営水道が給水する地域と簡易水道組合（城堀簡易水道組合、宮下簡易水道組合、上野山簡易水道組合）が給水する地域があります。お引越しなどにより水道を使用、中止する場合は、お住まいになる建物に給水している町営水道か各簡易水道組合へ直接連絡してください。

なお、お住まいになる建物に下水道が接続されている場合は、上記水道使用の連絡をいただければ自動的に下水道の使用・中止の手続きもなされます。